

おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度実施要領の改正について

《概要》

1. 目的及び要件の改正

参画する事業者の業種及び取組が拡大している状況を踏まえ、制度の目的及び資格要件（所在地及び業種）の改正を行うとともに、取組に「事業者間の情報共有や連携・協力した活動の展開」の規定を新たに追加しました。

2. 有効期間制度の変更

有効期間を廃止し、取組実績及び年間計画の確認を、年1回、行うこととしました。

3. 連携した取組の休止に係る規定の作成

パートナーシップ事業者が、入札参加資格者にかかる「入札参加停止措置」を受けたケースなどを想定し、連携の休止にかかる規定を新たに追加しました。

4. その他軽微な修正

その他、解消申出書にかかる提出期限の削除や文言修正などを行いました。

1. 目的及び要件の改正

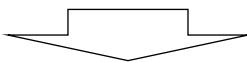
〈現行規定〉

【目的】

府内の食品関連事業者等が、食品ロス削減に積極的に取り組み、販売活動等を通じて食品ロス削減にかかる消費者等への啓発活動等を実施する際に、大阪府がこれらの取組に協力・支援することにより、広く消費者等に食品ロス削減の啓発に資する。

【取組】

- (1) 消費者等へ向けた食品ロス削減の啓発・PR
- (2) 1年を通した パートナーの業態に応じた取組
- (3) 府が取り組むキャンペーンや調査などの協力



〈課題〉

本制度を創設して以降、大阪府内だけでなく、近畿地方や全国展開を行っている事業者が参画している。また、事業者の食品ロス削減につながるサービスを提供する事業者などの食品関連以外の事業者の参画や、事業者間での情報共有や共創による取組の拡大が生まれている。



〈改正案〉

- ✓ 資格要件について、「府内での食品ロス削減に資する取組」を実施又は担当している法人等とする。(所在地は問わず)
- ✓ 目的について、「事業者等が、事業活動等を通じて、積極的に府内の食品ロス削減に資する取組を行う際に、大阪府がこれらの取組に協力・支援するとともに事業者間の情報共有や共創を促すことにより、府内での食品ロス削減の取組及び啓発を促進する」と改正する。
- ✓ 取組について、「事業者間の情報共有や連携・協力した活動の展開」の規定を新たに加える。

2. 有効期間制度の変更

★ 有効期間を廃止し、取組実績及び年間計画の確認を年1回行うものとします。

- ✓ 有効期間の規定をなくし、継続届ではなく、実績報告及び年間計画書を提出する形とします。
- ✓ 確認できた取組実績と年間計画については、公開可能な情報を確認の上で府HPに掲載し、他の事業者や主体へ情報共有します。(事例集などへの活用も図る。)

3. 連携した取組の休止に係る規定の作成

★ パートナーシップ事業者が入札参加停止措置を受けた場合等を想定し、連携した取組の休止について、内容を規定しました。

◎ 休止する内容

- ✓ 「おいしく食べきろうロゴマーク」の使用を停止する。
- ✓ 府が取り組む食品ロス削減のためのキャンペーンや調査などにかかる協力を停止する。
- ✓ 停止期間中の取組を、府 HP のほか、食品ロス削減月間の報道提供等で掲載しない。

4. その他、軽微な修正

★ 解消申出書にかかる提出期限の削除

「パートナーシップの解消を希望する場合は、解消予定日の1か月前までにおおさか食品ロス削減パートナーシップ解消申出書を府に提出することにより、解消できるものとする。」と定めていましたが、「解消予定日の1か月前までに」の文言を削除します。

★ その他文言修正

以 上